

## 津山市放課後児童クラブ入所事務取扱基準

令和2年9月24日制定

津山市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成12年津山市告示第4号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づく放課後児童健全育成事業の実施に当たり、放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）は、児童の入所申込みに際して津山市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）入所事務取扱基準に基づき、公平かつ円滑に入所の可否を判定するものとする。

### 1 対象児童

事業の対象となる児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

市内の小学校に就学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

健全育成のため支援を要すると市長が特に認める児童

### 2 事業者

事業を実施する事業者は、実施要綱第7条及び第8条に規定する津山市が認定した事業者とする。

### 3 入所の判定

事業者は、入所の判定に当たっては、入所要件を満たす児童のうち、より学年の低い児童と障がいがあり医師の診断書等の添付のある児童を優先して行い、同学年の児童が入所待機となるような状況の際には、別紙「津山市放課後児童クラブ入所判定基準表」（以下「入所判定基準表」という。）に基づき、入所判定を行い、入所の可否を決定するものとする。

### 4 選考方法等

事業者は、入所基準日及び募集期間を設けるものとし、募集に当たっては申込みから入所判定までの行程及び入所判定を行う旨を明示し、十分な周知

を行うものとする。

#### ( 選考方法の例示 )

年度当初の入所選考については、一定の募集期間を設け、申込者の中から選考を行い、入所を決定する。選考終了後において、定員に達していない場合又は入所決定後のキャンセルにより欠員が生じた場合には、当初の募集期間の選考において待機している者とその後の募集期間等における申込者の中から選考を行い、入所を決定する。

年度途中の入所については、事業者が定める指定日までの申込者と、入所を待機している者を含め選考を行い、速やかに入所を決定する。

「入所判定基準表」に基づく点数が同点の場合の選考については、事業者において、「同一点数世帯の優先順位」を基に判断を行う。

#### 5 審査方法

事業者は、入所判定に当たっては適正に審査を行うものとし、そのために必要な書類の提出を求めるものとする。なお、提出された書類は、津山市個人情報保護条例（平成15年3月津山市条例第2号）を遵守し、適正に保管するものとする。なお、提出書類は、募集案内において、明示等により周知するものとする。また、提出書類は、作成又は交付された日から2カ月以内のものとする。

#### 6 その他

事業者は、入所中に保護者の状況に変更が生じた場合など、入所後の適格要件の変更等における取扱いについては、募集の際に保護者に明示するとともに、入所の決定時にも十分に説明することとする。